

大東市住工調和条例施行規則

平成22年 8月31日

規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、大東市住工調和条例（平成22年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(届出)

第3条 条例第3条第3項に規定する大規模な住宅開発を行おうとする開発業者は、大規模住宅開発計画申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 土地利用計画図
- (3) 周辺工場等が記載された土地利用現況図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事前協議)

第4条 市長は、前条の申出書の提出があったときは、開発業者および次に掲げる関係者による事前協議の場を設けるものとし、当該開発業者に対し事前協議開催通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 販売業者
- (2) 隣接する工場等の事業者の代表者
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 本市における住工調和を図る目的で設立された団体の代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(説明もしくは資料提出または勧告)

第5条 市長は、条例第9条の規定により販売業者に対し説明もしくは資料の提出を求め、または条例第10条の規定により勧告を行うときは、その理由その他必要な事項を記載した書面を交付しなければならない。

(販売業者の公表)

第6条 条例第11条第1項の規定による事実の公表は、次に掲げる事項について、告示および広報紙等への掲載により行うものとする。

- (1) 販売業者の名称または氏名
- (2) 販売業者の所在地または住所
- (3) 条例の規定に違反する行為の内容

(意見陳述)

第7条 市長は、条例第11条第2項の規定により販売業者に対し意見陳述させようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により通知しなければならない。

- (1) 当該販売業者の名称または氏名および主たる事務所の所在地または住所ならびに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 公表しようとする事実の内容およびその理由
- (3) 出席すべき期日および場所
- (4) 口頭または書面により釈明ができる旨
- (5) 証拠書類または証拠物を提出できる旨
- (6) 第4号の釈明がない場合の措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の通知を受けた販売業者からやむを得ない事由があるとして、出席すべき期日の変更の申出を受けたときは、当該期日を変更することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

大規模住宅開発計画申出書

年 月 日

（あて先）大東市長

（申出者）所在地

（住 所）

名 称

印

（氏 名）

電 話

大東市住工調和条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申し出ます。

開発区域の位置	大東市	
用途地域		
開発区域の面積	m ²	
住宅の概要	建築物用途	
	建築物構造	
	建築物の階数	階
	計画戸数	戸
事前協議の 連絡先、 担当者等		
添付書類	(1) 付近見取図 (2) 土地利用計画図 (3) 周辺工場等が記載された土地利用現況図	

第 号
年 月 日

事前協議開催通知書

様

大東市長

年 月 日付けで申出のあった住宅開発計画について、大東市住工調和
条例施行規則第4条の規定により、次のとおり事前協議を開催しますので通知します。

開催日時	
開催場所	
出席予定者	
その他 (必要書類等)	